

家賃改定特別措置の令和5年度更新申請手続きはお済みですか？ ～令和4年度に特別措置の適用を受けている方が対象です～

UR都市機構では、家賃改定に伴い家賃が引上げとなった住宅にお住まいの方のうち、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方々を対象として、居住の安定を図るため、家賃の上昇を抑制する特別措置を講じています。

この特別措置の適用を受けていただくためには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

令和4年度に特別措置の適用を受けている方には、令和5年度の更新申請についての案内と更新申請書を送付し、現在、申請を受け付けておりますので、まだお済みでない方はお早めにお手続きいただきますよう、ご案内いたします。

特別措置の適用を受けている生活保護世帯の方につきましては、令和5年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、UR都市機構から案内と申請書を送付させていただきます(令和5年3月中旬ごろ)ので、もうしばらくお待ちください。

家賃改定特別措置の令和5年度更新申請手続きについて ※この措置は建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。		
対象者	令和4年度に特別措置の適用を受けている方 ※特別措置の適用を受けていない方は更新申請の対象とはなりません。	
受付期間	高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方 令和5年2月28日(火)まで	生活保護世帯の方 令和5年3月31日(金)まで
受付場所	お住まいの団地を管理している管理サービス事務所又は住まいセンター等	
提出書類	・「家賃改定に伴う特別措置適用申請書」(対象者の方に郵送したもの) ・必要書類(住民票、住民税課税証明書等) ※詳細はお手元の案内をご覧ください。	
お問合せ先	お住まいの団地を管理している住まいセンター等	

障がい者等駐車場利用料金減額措置のご案内

UR都市機構では、駐車場のご契約者様又はご契約者様と同居されている親族の方が、次の【対象となる障がい等の程度】の①～⑤のいずれかに該当し、世帯の中で所得のある方全員の合計の所得月額^(※)が15万8千円以下の場合、日常生活を支援するため、駐車場利用料金(消費税課税前)を10%減額する措置を講じております。

なお、当該措置の適用を受ける場合は、申請手続きが必要となります。

当該措置の詳細及び申請手続きにつきましては、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。

※所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得に換算し、更に控除額を差し引いた金額を12で割った金額のことです。なお、控除額は世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって変わります。

【対象となる障がい等の程度】

- ①身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級から4級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており障害の程度が1級もしくは2級の方又は相当の経験がある医師等から障害の程度が1級もしくは2級に相当すると判定されている方で、常時介護が必要な方
- ③児童相談所又は知的障害者更生相談所から②の障害に相当すると判定されている方で常時介護が必要な方
- ④療育手帳の交付を受けており、障害の程度が重度である方で常時介護が必要な方
- ⑤要介護認定を受けており、要介護度が1から5である方

URが賃貸住宅以外の事業を行っているってご存じでしたか？

2022年9月17日(土)、東京ミッドタウン八重洲の地下1、2階に「バスターミナル東京八重洲」第1期エリアが開業しました。

実はこのバスターミナルも、URが関わっているんです。

国際都市東京の玄関口である東京駅周辺(八重洲側)では、バス停が駅前交通広場内に入りきらず、周辺の道路に散在していたため、これまで以下の点のような課題がありました。



バスターミナル東京八重洲位置図



これらの課題を解決するため、東京駅周辺の路上等で発着するバス停を移転し、東京駅前(八重洲口)再開発事業地区の地下にバスターミナルを整備しました。

ただ、東京駅を発着するバス便は膨大です。そのため、隣接する3つの再開発地区の地下部分にまたがるくらい大きなバスターミナルを整備する必要があります。当然、それぞれの地区は事業主やスケジュールが異なります。

そこで、再開発の進捗に合わせてURが段階的に3つの地区のバスターミナル床を取得し、その運営をノウハウ豊富な京王電鉄バスが担うことで、3地区一体のバスターミナル機能を確認します。

今は第1期エリアのみが開業していますが、令和7年度に第2期エリア、令和10年度には第3期エリアが完成予定です。全体が完成すると国内最大級の高速バスターミナルとなります。みなさま、全体開業をお楽しみに！

～社会課題を、超えていく。～

URでは様々な社会課題を解決すべく事業に取り組んでいます。URの各取り組みについては、UR PRESSを始めとした広報活動のホームページで紹介しております。下記URLまたは右記QRコードからぜひご覧ください。

<https://www.ur-net.go.jp/aboutus/action/publicitywork/index.html>

